

令和 6 年 4 月 1 日現在の等級等ごとの職員の数公表します。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 3 第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 4 月 1 日現在の等級等ごとの職員の数をお知らせします。

○行政職

職務 の級	等級別基準職務表 に規定する基準と なるべき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行 う職務	20 人	5.5%	主事 保育士	15 人 5 人	105 人	28.9%	主事級
2 級	高度な知識又は経 験を必要とする業 務を行う職務	85 人	23.4%	主事 技師 保育士 保健師	63 人 3 人 14 人 5 人			
3 級	主任の職務	100 人	27.5%	主任 主任栄養士 主任保育士 主任保健師 再任用（主任 級）	73 人 2 人 13 人 8 人 4 人	100 人	27.5%	主任級
4 級	主査の職務	63 人	17.4%	主査 上席保育士 館長(主査級) 再任用(主査級)	51 人 5 人 2 人 5 人	63 人	17.4%	主査級
5 級	課長補佐又は主幹 の職務	60 人	16.5%	課長補佐 指導主事 主幹 室長（主幹級）	15 人 3 人 41 人 1 人	60 人	16.5%	課長補佐級
6 級	課長の職務	25 人	6.9%	課長 副参事 主任指導主事	23 人 1 人 1 人	25 人	6.9%	課長級
7 級	部長又は参事の職 務	10 人	2.8%	部長 参事 会計管理者 事務局長	7 人 1 人 1 人 1 人	10 人	2.8%	部長級
合 計		363 人	100%					

※（％）は各項目で四捨五入しているため、合計が 100％とならない場合があります。

○技能労務職

職務 の級	等級別基準職務表 に規定する基準と なるべき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	校務員、土木工手 等労務職員の職務	3 人	27.3%	調理員 校務員	1 人 2 人	3 人	27.3%	労務 職員
2 級	自動車運転手、作 業員等技能職員の 職務 校務員、土木工手 等労務職員の主任 の職務	6 人	54.5%	調理員主任 校務員主任	1 人 2 人	3 人	27.3%	労務 主任
				作業員 再任用（作業員）	2 人 1 人	3 人	27.3%	技能 職員
3 級	自動車運転手、作 業員等技能職員の 主任の職務又はこ れに相当する職務	1 人	9.1%	作業員主任	1 人	1 人	9.1%	技能 主任
4 級	極めて高度の技能 又は経験を必要と する業務を行う技 能主査の職務	1 人	9.1%	技能主査	1 人	1 人	9.1%	技能 主査
合 計		11 人	100%					

※（％）は各項目で四捨五入しているため、合計が 100%とならない場合があります。

○教育職

職務 の級	等級別基準職務表 に規定する基準と なるべき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	教諭の職務	1 人	100%	教諭	1 人	1 人	100%	教諭
合 計		1 人	100%					

※（％）は各項目で四捨五入しているため、合計が 100%とならない場合があります。